平成２８年（フ）第７２０号
北九州市小倉南区下南方１丁目３番９号（602）
破産者　吉見はるみ
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０１号
北九州市八幡西区香月中央５丁目５番３号（101号）、開始決定時の住所北九州市小倉北区黒原３丁目16番９―101号
破産者　川崎恵梨奈（旧姓谷口・大江）
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２８号
北九州市小倉北区今町１丁目４番12―206号
破産者　春田万里子
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目８番18号（グランドゥール荒田803号）
破産者　森田　　學
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目14番27号　昭福荘101号
破産者　堀添　千春
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠924番地
破産者　濱尻　博幸
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県鹿屋市札元２丁目3675番地30　ブルーメン札元Ａ102号
破産者　内倉　　翼
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市字小禄1061番地１　ミルコマンション小禄南ザ・ビュー604
破産者　野元　由香
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０３号
沖縄県宜野湾市嘉数３丁目４番13号　コーポ嘉数102号室、住民票上の住所沖縄県宜野湾市嘉数３丁目４番13号
破産者　赤ちゃんの家子供学園こと　直原　陽子
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第９号
青森県八戸市沼館１丁目３番３号　レオパレスリエゾン106号室
破産者　佐々木正人
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原１番地の115　グランパレス101号室、開始決定時の住所福島県南会津郡南会津町田島字田島柳16番地
破産者　二瓶　道男
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原１番地の115　グランパレス101号室、開始決定時の住所福島県南会津郡南会津町田島字田島柳16番地
破産者　二瓶　英子
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
広島県福山市東町３丁目４番31―202号
破産者　延岡　隆行
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５９号
佐賀市川副町大字鹿江506番地２
破産者　江頭　　晥
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
佐賀市大和町大字梅野2837番地
破産者　増田　　満
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
宮崎市佐土原町下那珂3418番地１　プチメゾン佐土原103号、前住所宮崎市大字瓜生野4542番地５
破産者　小宮　広征
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3201番地11
破産者　岩切健次郎
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3827番地29、前住所東京都江戸川区松本２丁目４番10号　ＡＢＣビル301
破産者　橋口　竜弥
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係